

岡山市指定難病医療機関オンライン化支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 厚生労働省が実施する指定難病データベース等における臨床調査個人票のオンライン化に向け、同データベースへの登録を行うためにシステム環境整備を行う者に対して、予算の範囲内において、岡山市指定難病医療機関オンライン化支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

2 この要綱において、「指定医等」とは、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号）第15条第1項第1号の難病指定医及び同項第2号の協力難病指定医並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3の指定医をいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、指定医等が作成する臨床調査個人票及び医療意見書のオンライン化（以下「オンライン化」という。）に必要な業務システムの改修等の環境整備に係る事業とする。

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、指定医等が勤務する医療法（昭和23年法律第205号）第7条の規定により許可を受けた病院及び診療所並びに同法第8条の規定に基づき届出をした診療所とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助事業者としない。

(1) 市税を完納していない者

(2) 規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して1年を経過していない者

(補助金の交付制限)

第5条 補助金の交付回数は、同一の補助事業者について、交付年度にかかわらず1回までとする。

2 他の補助制度の対象となっているものについては、補助金の交付の対象としない。

(補助対象経費)

第6条 補助事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金の交付額の算定に当たって対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、オンライン化対応に伴う次に掲げるものとする。

- (1) システム改修に係る経費
- (2) 機材購入に係る経費
- (3) その他市長が必要かつ適当と認める経費
(補助金の額)

第7条 補助金額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、5万円を限度とする。

2 前項によって得られた額に千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付申請は、岡山市指定難病医療機関オンライン化支援事業補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出して行わなければならない。

2 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 第6条第1号に掲げる経費にあつては、システム改修の内容が確認できる書類及び見積書
- (2) 第6条第2号に掲げる経費にあつては、仕様及び金額のわかる書類
- (3) 市税を滞納していないことを証明する書類

3 規則第5条第2項の規定に基づき、同条第1項第2号から第4号までの書類の添付は要しないものとする。

(交付の条件)

第9条 市長は、補助金の交付の決定に当たっては、規則第7条第1項各号に掲げる条件を付さないものとする。

2 補助事業者は、補助事業完了後は、指定医が作成する臨床調査個人票及び医療意見書を、インターネットを経由し厚生労働省が実施する指定難病患者データベース及び小児慢性特定疾病児童等データベースへ登録しなければならない。

(状況報告、着手届及び完了届の免除)

第10条 規則第13条に規定する状況報告及び第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しない。

(実績報告)

第11条 規則第16条第1項第2号に規定するその他市長が必要と認める書類は次のとおりとする。

(1) 領収書の写し(補助事業者の名称、支払者、領収額、領収日及び支払内容の記載並びに領収印のあるもの)

(2) 第6条第1号に掲げる経費にあつては、完了したことが確認できる証拠書類の写し

2 規則第16条第2項の規定に基づき、同条第1項第1号の書類の添付は要しないものとする。

(消費税及び地方消費税に係る消費税仕入控除税額報告)

第12条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、文書により速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告があった場合には、当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産処分の承認)

第13条 規則第24条の規定による市長の承認を受けようとする場合は、財産処分等承認申請書(様式第9号)により行うものとする。

2 規則第24条第2号に規定する機械及び重要な器具で市長が定めるものは、1件の取得価格が10万円以上のものとする。

3 前項に規定する機械及び重要な器具に係る規則第24条ただし書による市長が定める期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(平成20年厚生労働省告示第384号)に定める耐用年数とする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年12月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月31日から施行し、令和4年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年6月27日から施行し、令和5年度の補助金から適用する。